

被災建築物応急危険度判定に係る補償制度について(お知らせ)

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

被災建築物応急危険度判定による活動は、県からの要請により民間の建築士等の方々に、ボランティアとして御協力いただくこととなりますが、その際には全国被災建築物応急危険度判定協議会の規定に基づく補償制度に加入しますので、判定活動中の万が一の怪我などには保険が適用されます。

※保険には都道府県が加入しますので判定士の負担はありません。

ただし、この適用を受けるためには都道府県等が定める要綱等により登録された判定士であることが必要です。

(参考1) 保険金額 (被災建築物応急危険度判定必携より)

適用事由	保険金額
訓練活動中の傷害担保条項 (行事参加者傷害保険)	死亡 2,000万円 後遺障害 2,000万円(上限) 入院 5,000円(日額) 通院 3,000円(日額)
判定活動中の傷害担保条項 (国内旅行傷害保険)	※被保険者が、判定作業従事の目的をもって自宅もしくは職場を出発したときから自宅もしくは職場に帰着したときまでの間 死亡 2,000万円 後遺障害 2,000万円(上限) 入院 5,000円(日額) 通院 3,000円(日額)
賠償責任担保条項 (施設賠償責任保険)	支払限度額：1億円(対人・対物賠償共通) 免責金額：なし

(参考2) 判定士補償制度 Q&A (全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページより)

Q.質問	A.回答
判定活動における補償制度はあるのですか。あれば、その保険料は誰が負担するのですか	民間判定士等が応急危険度判定の訓練活動や判定活動を行う場合の補償制度があります。また、その保険料については、各地方自治体が負担しています。
地方自治体から要請はなかったが、ボランティアで独自に判定活動を行ってケガをした場合、保険はどうなるのか。	民間判定士等が地方自治体の要請により判定活動に参加していた場合、地方自治体は参加判定士名簿を作成し、活動当日、集合場所で認定証等により本人確認のうえ活動していただくこととなります。 保険の適用については、参加判定士名簿に記載された民間判定士等が対象となりますので、独自に判定活動を行った場合は保険の対象とはなりません。
派遣依頼を受けた判定士が、被災地に向かう途中で災害等にあった場合、補償はありますか？	派遣依頼を受けた判定士が自宅を出発してから自宅に戻るまでは、個人的な行動を取る場合を除き、保険補償の対象となります。